

都市景観委員会での審議事項等

◎都市景観委員会の役割（これまで）

都市景観委員会は都市景観条例に基づき設置する委員会であり、主に以下に示した事項について都市景観委員会の意見を聴くものとされている。

- ・景観計画の策定（平成 18 年 3 月）【条例第 3 条】
- ・景観形成推進計画の策定（平成 19 年 3 月）【条例第 5 条】
- ・景観形成地域の指定、景観形成方針の策定【条例第 6 条】
- ・景観地区の活用【条例第 7 条】
- ・景観重要建造物・樹木の指定【条例第 16 条】
- ・都市景観資源の登録【条例第 18 条】

これまで大阪市都市景観委員会では、景観法に基づく「大阪市景観計画」を策定する際、また「景観形成推進計画」を策定する際に意見聴取を行ってきた。

また本委員会の下に「都市景観資源検討部会」を設置し、都市景観資源の登録に向けた取り組みなどについて意見聴取を行ってきた。

そのほか、「良好な都市景観の形成に関する技術的又は専門的な事項について、市長の諮問に応じ、調査し、又は審議するとともに、市長に意見を述べる事ができる」とされている【条例第 25 条】。

◎今後の委員会の審議

現在、大阪市都市景観委員会からの答申「今後の景観施策のあり方について」（H28.3.30）を踏まえ、景観計画の変更に向けた手続きを進めているところである。

今後は、平成 29 年 3 月（予定）に都市景観条例を改正し、平成 29 年 10 月 1 日から変更後の景観計画の施行を予定しており、新たな景観計画による各種施策の運用開始に向け、手続きマニュアルや各種審査要領の作成を行うため、これらの取組みについて意見聴取を行う。

そのほか、（1）夜間景観に関する方策や（2）景観重要建造物・樹木の指定、（3）大阪城の眺望景観に関する方策（4）地域景観づくり推進団体の認定等について、審議いただきたい。

◎都市景観資源検討部会の継続設置

都市景観資源の登録や景観重要建造物及び景観重要樹木の指定にあたり、調査や審議を円滑に進めていくため、本委員会の下に「都市景観資源検討部会」が設置された。（平成 18 年 9 月 6 日）

今後は、検討事項（都市景観資源検討部会運営要綱第 2 条）に「登録した都市景観資源の活用方策に関する事」を追加し、都市景観資源の活用方策について検討する際には、当部会の意見を聴くことができる仕組みとする。

◎その他の部会の新規設置

各種景観協議やデジタルサイネージの設置協議を円滑に進めていくため、本委員会の下に「(仮称) デザイン審査部会」を設置し、意見を聴くことができる仕組みとする。

また、夜間景観や大阪城の眺望景観等、新規施策に関する検討を行う際、「(仮称) 景観形成推進方策検討部会」を設置し、集中的に進めていくこととしたい。

都市景観委員会の今後の体制(案)



大阪市都市景観条例（抄）

制 定 平成 10. 9. 28 条例 50

最近改正 平成 18. 3. 31 条例 55

第 2 章 景観計画等

（景観計画の策定手続）

第 3 条 市長は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、景観計画の案を公表し、市民等の意見を求めるなど、市民等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、大阪市都市景観委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴くものとする。

2 前項の規定による手続は、法第 9 条第 2 項の規定により大阪市都市計画審議会の意見を聴く前に行うものとする。

3 前 2 項の規定は、景観計画の変更について準用する。

（計画提案に関する委員会への意見聴取）

第 4 条 市長は、計画提案が行われた場合において、景観計画の策定又は変更をする必要があるかどうかを判断するに当たって必要と認めるときは、委員会の意見を聴くものとする。

（景観形成推進計画の策定）

第 5 条 市長は、景観計画区域における良好な都市景観の形成に関する方針の実現を図るために必要な施策の推進に係る計画（以下「景観形成推進計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、景観形成推進計画を定めようとするときは、あらかじめ委員会の意見を聴くものとする。

3 市長は、景観形成推進計画を定めたときは、これを公表するものとする。

4 前 2 項の規定は、景観形成推進計画の変更について準用する。

（景観形成地域及び景観形成方針）

第 6 条 市長は、景観計画を補完するため特に必要と認める地域を景観形成地域として指定することができる。

2 市長は、景観形成地域を指定するときは、当該景観形成地域ごとにその特性に応じた良好な都市景観の形成に関する方針（以下「景観形成方針」という。）を定めるものとする。

3 景観形成方針は、当該景観形成地域の特性に応じた良好な都市景観の形成の目標、基本的な方針その他市長が必要と認める事項について定めるものとする。

4 市長は、景観形成地域を指定し、景観形成方針を定めようとするときは、あらかじめ委員会の意見を聴くものとする。

5 市長は、景観形成地域を指定し、景観形成方針を定めたときは、その旨を公告するものとする。

6 前 2 項の規定は、景観形成地域に属する区域の変更若しくは指定の解除又は景観形成方針の変更について準用する。

（景観地区を定める都市計画の案等に関する委員会への意見聴取）

第 7 条 市長は、景観地区を定める都市計画の案又は地区計画等の区域内における建築物等の形態意匠の制限の案を作成しようとする場合において、必要と認めるときは、あらかじめ委員会の意見を聴くものとする。

第5章 景観重要建造物等

(景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等に関する手続)

第16条 市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木を指定しようとするときは、あらかじめ委員会の意見を聴くものとする。

2 市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木を指定したときは、直ちにその旨を公告するものとする。

3 市長は、法第22条第1項又は法第31条第1項の規定による許可をするに当たって必要と認めるときは、委員会の意見を聴くものとする。

(滅失等の届出)

第17条 景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者は、当該景観重要建造物が滅失し、若しくは毀損し、又は当該景観重要樹木が滅失し、枯死し、若しくは毀損した場合は、その旨を市長に届け出なければならない。

(都市景観資源の登録)

第18条 市長は、市民等に親しまれ、かつ、良好な都市景観の形成上の価値を有すると認められる建築物等、樹木等の有体物若しくは公共施設又はこれらと一体となって都市景観を形成している土地その他の物件を都市景観資源として登録することができる。

2 市長は、前項の登録を行おうとするときは、あらかじめ委員会の意見を聴くものとする。

3 市長は、第1項の登録を行ったときは、これを公告するものとする。

4 市長は、滅失等により都市景観資源が良好な都市景観の形成上の価値を失ったときその他特別の理由があるときには、第1項の規定による登録を解除するものとする。

5 第3項の規定は、前項の登録の解除について準用する。

第7章 大阪市都市景観委員会

(委員会)

第25条 この条例の規定によりその権限に属するものとされた事項について、諮問に応じて審議を行わせるため、委員会を置く。

2 委員会は、前項に定めるもののほか、良好な都市景観の形成に関する技術的又は専門的な事項について、市長の諮問に応じ、調査し、又は審議するとともに、市長に意見を述べることができる。

3 委員会は、委員15人以内で組織する。

4 委員会の委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

5 委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、市規則で定める。

大阪市都市景観規則（抄）

制 定 平 11. 1. 29 規則 1

最近改正 平 25. 3. 29 規則 136

（大阪市都市景観委員会）

第 17 条 大阪市都市景観委員会（以下「委員会」という。）に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

第 18 条 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、委員会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

第 19 条 委員長が必要と認めるときは、委員会に部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員及び専門委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから委員長が指名する。

第 20 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

第 21 条 委員会の庶務は、都市計画局において処理する。

第 22 条 条例及びこの規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。